

# 困ったときの地域包括支援センター！

## 地域包括支援センターって何？



地域包括支援センターの主な設置主体は**市町村等各自体**です。各地域のセンターには、社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャーが配置されていて、地域に暮らす人たちの**介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポート**することを主な役割としています。

## 具体的な業務内容

### ○権利擁護(その人が持つ権利を守る)

- ・認知症などが原因で、正しい自己判断のもと契約ができなかったり、金銭管理に不安があったりする**高齢者をサポートする成年後見制度の活用を促進**し、安心して高齢者が暮らせる制度利用を支援します。
- ・**虐待被害から高齢者を守るため早期発見・対応**等も権利擁護業務に基づき、地域包括支援センターが担っています。



### ○介護予防ケアマネジメント

- ・要支援1・2の認定者(要介護にならないように支援が必要と認められた人)への**介護保険における介護予防サービスに基づいてケアプラン(計画)を作成**します。
- ・足腰が弱ってきている人に対して**運動機能向上教室を紹介**したり、嚥下機能が低下している人に対して**口腔機能向上教室を紹介**したりします。
- ・元気な高齢者に対しては、長く自立生活を送れるよう、**介護予防への自発的な取り組みを促すなど、普及や啓発**を行っています。



### ○総合相談業務

- ・**高齢者や家族からの相談を幅広く受け付け、高齢者にとって必要なサポートや制度を紹介**します。
- ・「一人暮らしのおじいちゃんの姿を最近、見ないんだけど」「老夫婦の家にゴミがたまって困る」といったように、**地域住民からの相談も受け付けて**います。



### ○包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

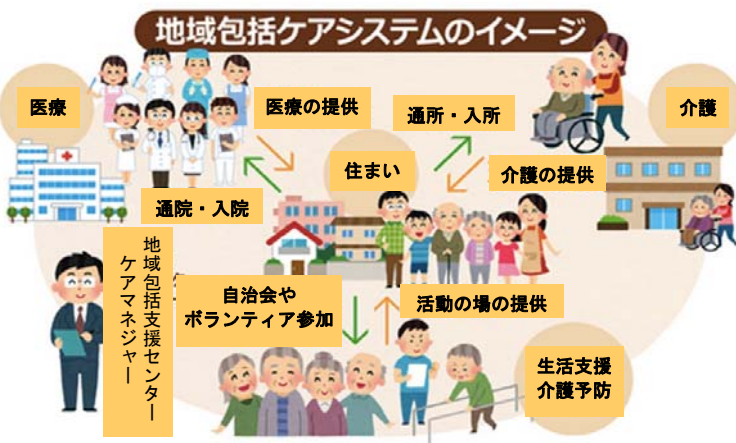
- ・高齢者にとって**生活している地域が暮らしやすい地域となるために、ケアマネジャーへの個別指導・相談**を行い、「地域ケア会議」などを行い、**自立支援を目指したケアマネジメントを作成するように指導**をしています。



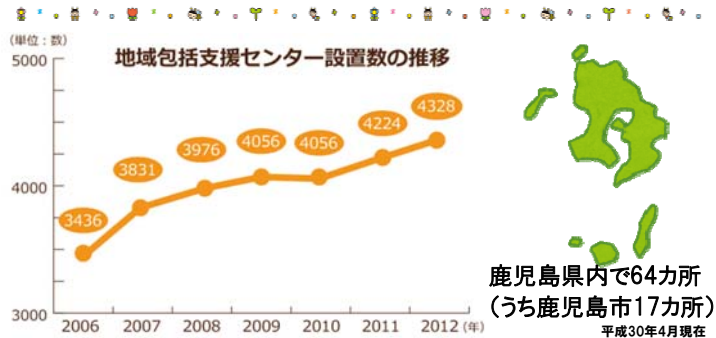
## 『地域包括支援センター』は地域包括ケアシステムの要！

### 【地域包括ケアシステム】

高齢者が重度の要介護状態となっても、**それまで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように**、「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」のサービスを“包括的に”受けられるシステムです！



地域における課題を把握し、行政・企業・ボランティア団体等が協力しあって、その解決に向けて取り組んでいます。



「施設での介護生活から、在宅介護へ」と国の施策やサポート体制が変わっていくなか、**在宅で介護サービスや介護予防サービスを受ける人は年々増加傾向であり、地域包括支援センターも増加**しています。

参考：ホームページ「みんなの介護」より

JA鹿児島県厚生連  
健康支援課

〒890-0062  
鹿児島市与次郎1丁目13番1号  
TEL 099-806-1101  
E-mail [kou.tis@ks-ja.or.jp](mailto:kou.tis@ks-ja.or.jp)

皆様からのご意見やご質問を、お待ちしております。

